

監 査 報 告 書

令和元年5月14日

公益社団法人 佐倉市観光協会
会長 萩原温様

公益社団法人 佐倉市観光協会

監事 岡本美典 
監事 高橋義和 

私たちは、令和元年5月14日（火）午後1時30分から、佐倉市観光協会事務所会議室において、平成30年度の事業報告と公益事業会計、収益事業会計及び法人会計の収支決算について、監査を実施したので、次のとおり報告します。

1 監査方法の概要

- (1) 会計監査については、会計帳簿並びに関係書類の閲覧、点検など必要と思われる監査手法を用いて、財務諸表の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事及び職員から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手法を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支の状況及び財政状態、正味財産増減を正しく示しているものと認める。
- (2) 事業報告書の記載内容は事実と認める。
- (3) 理事及び職員の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に抵触する重大な事実はないとの認める。